

社団法人びわこビジターズビューロー定款

(名称)

第1条 この法人は、社団法人びわこビジターズビューローと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大津市内に置く。

2 この法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、滋賀県を中心とする観光事業および物産事業を指導育成してその健全な発達を図り、文化民生の向上、産業経済の振興を期し、併せて国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光事業および物産事業に関する意見の公表および関係行政庁その他に対する意見の開陳
- (2) 観光事業および物産事業の調査研究と資料の作成、収集、配布
- (3) 観光観念の普及向上
- (4) 観光・物産の宣伝と内外からの来訪者の誘致促進
- (5) 観光地ならびに観光資源の調査紹介と保存利用
- (6) 観光施設の計画と整備経営
- (7) 物産品の市場開拓、販路拡大、展示販売
- (8) 内外からの来訪者に対する接遇の改善向上
- (9) 国内外の会議等の誘致および支援
- (10) 映画等のロケーションの誘致および支援
- (11) 観光・物産事業団体ならびに諸機関との連絡協調
- (12) 前各号に掲げる事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- (13) 観光・物産の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する拠出
- (14) その他この法人の目的達成に必要な事業

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員および特別会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体または市町村観光・物産関連団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労があった者または学識経験者で総会において推せんされた者

(入 会)

第6条 正会員、特別会員または賛助会員になろうとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

5 名誉会員に推された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会 費)

第7条 会員は、会費を納付しなければならない。ただし、名誉会員および総会の議決を経て会長が別に定める正会員または特別会員は会費の納付を要しない。

2 会費の額および徴収方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員および特別会員の総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款、規則または総会の議決に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(役 員)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
 - (2) 副 会 長 3人以内
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 常務理事 3人以内
 - (5) 理 事 20人以上25人以内（会長、副会長、専務理事および常務理事を含む。）
 - (6) 監 事 2人または3人
- 2 理事に異動のあったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、登記完了の日から2週間以内にその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。
 - 3 監事に異動があったときは、2週間以内にその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。

（選 任）

第13条 理事および監事は、総会において正会員および特別会員(団体にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち3人以内および監事のうち1人を会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事および常務理事は理事会で互選する。
- 3 理事および監事は相互に兼ねることができない。

（職 務）

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産および会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計および業務の執行につき不整の事実を発見したときは、これを総会または近畿運輸局長に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、もしくは総会または理事会を招集すること。

（任 期）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解 任）

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員および特別会員の総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第17条 この法人に、顧問3人以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を得て、学識経験のある者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第15条第1項および前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(報酬)

第18条 役員および顧問は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員および顧問には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員および特別会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員および特別会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員および特別会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、少なくとも開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員および特別会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員および特別会員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員および特別会員の総数の過半数をもって決する。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員または特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、もしくは他の正会員または特別会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員および特別会員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員および特別会員の数および氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項および議決事項
 - (5) 議事の経過の概要およびその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名および押印をしなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の種別および開催)

第31条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号または第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、少なくとも開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員および特別会員」とおよび「正会員または特別会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(委員会)

第35条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(財産の構成)

第36条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 委託料、補助金および分担金

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(基金)

第37条 この法人の財産のうち、理事会において基金に繰り入れることを議決した財産を第4条第1項第12号に定める基金(以下「基金」という。)とすることができる。

(財産の管理)

第38条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。ただし、基金は次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券または金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託もしくは郵便局または銀行への預託

(基金の処分)

第39条 基金の処分は、この法人の目的遂行上やむを得ない理由がある場合に限り、総会の議決を経て行うものとする。

(区分経理)

第40条 この法人は、基金に係る会計については、経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席した正会員および特別会員の3分の2以上の議決を経て、近畿運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、収支決算および財産目録)

第44条 この法人の事業報告および決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員および特別会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に近畿運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄

本を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員および特別会員の3分の2以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長に届け出なければならない。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名およびその他職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第48条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿および会員の異動に関する書類

(3) 理事および監事の名簿

(4) 事業計画および予算に関する書類

(5) 事業報告および決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書および貸借対照表

(7) 許可、認可等および登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事および監事の履歴書

(10) 職員の名簿および履歴書

(11) その他必要な書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員および特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第50条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員および特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員および特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するもの

とする。

(委任)

第51条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

第52条 昭和27年5月17日設立の滋賀県観光連盟の会員は、この会設立と同時にこの定款による正会員または特別会員となり、滋賀県観光連盟に属する一切の権利、義務、財産、事業ならびに諸規程は、この会に承継されるものとする。

第53条 この会設立当初の役員の任期は次年度の通常総会の時までとする。

第54条 この会設立当初の会計年度は設立の日から始まる。

附 則

この定款は、昭和60年6月27日より施行する。

附 則

この定款は、昭和62年7月17日より施行する。

附 則

この定款は、平成4年6月16日より施行する。

附 則

この定款は、平成8年2月20日より施行する。

附 則

この定款は、平成13年7月30日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、近畿運輸局長の認可を得た日（平成15年3月19日）から施行する。
- 2 この定款の施行の日の前日において社団法人滋賀県観光連盟の役員に職にある者は、平成15年度のこの法人の総会の日までは、変更後の定款第12条、第13条および第15条の規定にかかわらず、この法人の役員としての職務を行うものとする。

附 則

- 1 この定款は、近畿運輸局長の認可を得た日（平成16年3月17日）から施行する。